

●大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第1項に基づく協議

協議内容	項番	団体名	協議日	概要	協議結果	
						理由
新たな「人的関与」	1	(社福)大阪社会医療センター	R6.11.25	本件団体における課題の解決を図るため、本市職員(課長代理級)を本件団体の従業員として派遣すること。 期間:令和6年12月1日から令和8年3月31日 ・理由 本件団体における令和5年度の経営状況は、新型コロナウイルス感染症の病床確保に伴う補助金の減少や、入院収益(療養病床)の実績が低調であったことなどから8,200万円の赤字を計上し、今年度においても療養病床の本格稼働の遅れ等の理由により厳しい経営状況となっているため、現行の経営計画を見直し、実効性のある収支改善方案に取り組む必要がある。 収益面では一般病床にかかる近隣の高度急性期医療機関や登録医の間で患者連携等について引き続き取り組んでいくことと合わせて、課題となっている療養病床の改革として「地域包括ケア病棟」への転換を10月より実施した。 また、長期的な収支改善に向け経営改善計画を策定したが、早期黒字化のためには、事業費・事務費の抜本的な削減に直ちに着手すること、同時に病床稼働率の向上・維持のための活動を直ちに開始する必要もあり、地域包括ケア病棟の稼働率の維持・向上のためには、周辺地域も含めて医療・福祉サービス事業者の本部などに対して定期的な訪問を行い、患者の受け入れにつなげていく必要がある。 現状においては、本件団体内の連携のもと、事務局次長兼事務長(本市派遣職員、課長級)においても、主にあいりん地域の関連事業者の訪問に着手しているところであるが、当該職員は団体における事務の責任者として人事及び財務などの総括業務を担っており、特に経営改善計画の実行においては、抜本的な経費削減に直ちに着手する必要があることから、極めて繁忙な状況である。 また、本件団体における人員の確保についても、各職員の業務状況から既存職員に役割を担わせることは難しく、現状の経営状況を踏まえると団体により新たな人員を確保することは困難である。 このような状況の中、収益向上の活動を行うため、事務局次長の指揮のもと、関係する医療機関等との信頼関係を築くための対応に専念する人員が必要であり、スムーズな情報連携とより実効性のある体制を構築する観点から、本市より法人監理を担当していた課長代理級の職員を派遣することで、一時的かつ強力に本件団体の経営改善に向けた取組を行うため、12月1日より体制を見直したうえで取組を進め、また、派遣後は速やかに関連する医療機関等への訪問や入院調整、本件団体内の各部門との調整業務を担い、患者の受け入れ実績作りに努め、1年間を通して状況の把握及び分析等を行い、本件団体が自主的に継続した対応ができる流れを構築する。	同意	本件は、本件団体が本市の行政目的及び施策を達成するための財政的基盤を確保するため、経営改善計画における収益改善策を軌道にのせ、本件団体が自主的に継続した取組ができるよう、一時的に本市職員を派遣するものであり、本市の行政目的及び施策達成のため必要性が認められる。 また、所管所属において社会福祉法人の監理業務を担っていた課長代理級職員を本件団体に派遣し、直接団体業務にあたらせるものであることから、必要かつ最小限の関与であると認められる。 加えて、当該職員を本件団体に派遣するにあたり、所管所属における法人監理担当部署の体制を見直していることから、本市において新たな人件費の負担を生じさせるものではなく、いわば所管所属において、担当職員を本件団体に派遣せしめ、本件団体職員として経営上の課題に短期的かつ集中的に取り組ませることで、本件団体監理の適正化を実現しようとするものと認められる。 以上の理由から、本件団体へ本市職員を派遣することは条例第3条第1項の規定の趣旨に反するものとは認められないため、同意したものである。

●大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第4項に基づく報告

報告内容	項番	団体名	報告日	概要	総務局長の意見	
						理由
新たな「出資(増資)」 (※ただし、議決権比率は減少)	1	関西高速鉄道(株)	R6.11.7	本件団体に、出資(増資)を行った。(同時に他者からも増資があったため、議決権比率は減少) ア 内容 出資(増資) イ 出資額等 1,779,700,000円 ※本市出資総額:22,797,250,000円 ※出資比率(議決権比率) 変更前:24.1%(29.7%) 変更後:24.1%(29.3%) (同時に他者からも増資があったため、議決権比率は減少) ウ 出資日 令和6年8月30日 ・経過 本件は、なにわ筋線の整備促進に必要な事業資金を本件団体に出资したものである。 なにわ筋線については、平成26年度より、本市、大阪府、西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社の4者(以下「関係4者」という。)で、事業化に向けた検討を実施し、平成29年9月の大阪市戦略会議において本件団体を整備主体として、同路線の事業化に向けて取り組んでいくことが決定(同年11月に関係4者で覚書を締結。)され、平成30年4月2日に、関係4者の事業者としての分担(4者の出資、国・府・市の補助金、関西高速鉄道の借入割合等)を規定した株主間協定を締結している。 本件については、同株主間協定に基づき、本件団体から出資の前年度に当該年度に係る本市の負担額(予定)が示され、「募集株式の割当・引受契約書」を締結のうえ、本件団体に対し出資を行ったものである。 なお、事業費に係る本市負担の一部を出資とした理由については、国の補助金(地下高速鉄道事業費補助)を充当するための要件として、地方公共団体からの出資が条件となっていることによるものである。	なし	今回の関与の内容の変更に係る報告事項である「出資(増資)」は、平成29年9月に開催された大阪市戦略会議において、なにわ筋線の整備主体として、本件団体を活用することが決定されたことによるものであり、平成30年4月2日締結の株主間協定に基づき、本件団体より出資の前年度に当該年度の事業費及び本市負担の予定額が示され、今回の出資についても令和6年3月市会の議決を経て実施されていること、大阪府からも同時期に同額の出資が行われていることを踏まえると、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第3条第2項の規定の趣旨に則ったものと認められるため。